

農産物等側板等の取扱要領

令和6年4月1日

I. 目的

本要領は、貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）が土砂等運搬大型自動車（以下「土砂ダンプ」という。）を用いて、季節的な農産物等（馬鈴薯、スイートコーン、ビート、堆肥、牧草をいう。）輸送を行う場合の取扱いを定めるものであり、これにより不正改造の防止、過積載の防止などの輸送秩序の遵守及び事故防止を含めた安全輸送を図ることを目的とする。

II. 荷台の構造

(1) 標準状態の荷台に追加する側面及び後面あおり（以下「側板」という。）は固定されておらず、側板を取り付けるために備える取付け金具は総重量100kg以下であり、かつ、取付け金具は取り外せる構造とし、溶接及びリベット等恒久的な取付け方法とならないこと。

また、側板及び取付け金具を取り付けた状態で、自動車検査証に記載されている長さ、幅及び高さを超えないものであり、かつ、鋭い突起を有する等、他の交通を妨げるものでないこと。

(2) 荷台の高さ（荷台床面から側板最上部）の実測値は、次式により算出した許容高さを超えないこと。

なお、計算の際、分母の計算結果は小数点第2位以下を切り捨てること。

$$\text{許容高さ(m)} = \frac{\text{最大積載量(t)}}{\text{荷台の長さ(m)} \times \text{荷台の幅(m)} \times \text{比重(t/m}^3\text{)}}$$

比重(t/m³): 0.71【馬鈴薯】 0.70【スイートコーン】 0.61【ビート、堆肥】 0.30【牧草】

(3) 荷台の側板等の両側面には、輸送する農産物の種類に応じトラック協会が作成した表示板を取り付けること。

III. 対象車両の届出

本取扱による土砂ダンプを使用する事業者は、輸送開始の前日までに次の書面等を（一社）旭川地区トラック協会長あて（以下「トラック協会」という。）に提出するものとする。なお、(3)の写真にあっては、輸送開始後3日以内までの提出でも良いものとする。

また、輸送する農産物を変更する場合又は輸送期間を変更する場合も同様とする。この場合において輸送期間を変更する場合には(1)の書面の提出とともに、先に提

出した（１）の書面を提出することで（２）及び（３）の提出は省略することができるものとする。

（１） 輸送車両の使用届出確認証（以下「確認証」という。）

別紙様式３部：運輸支局提出用（正１）、トラック協会提出用（副１）、事業者控用（副１）

（２） 自動車検査証の写し（１部）

（３） 次の事項が確認できる全体のカラー写真

写真等は日付（届出日の一か月以内のもの）が記載されたものを添付すること。

①車両の右斜め前面（前面及び右側面）

- ・ナンバープレートの取り付け
- ・２０トン超表示（対象車のみ）
- ・側板の高さ（メジャーをあて写真で高さが判る状態）
- ・側板あおりの取り付け状況
- ・サイドバンパー、側方反射器の取り付け

②車両の左斜め後面（後面及び左側面）

- ・側板の高さ（メジャーをあて写真で高さが判る状態）
- ・側板あおりの取り付け状況
- ・後面あおりの取り付け状況
- ・サイドバンパー、リアバンパー、大型後部反射器、後部反射器、側方反射器及びナンバープレートの取り付け
- ・最大積載量表示、速度抑制装置付表示（義務付け対象車に限る。）

荷台高さ（詳細）

①、②の車両右側面の写真だけでは荷台高さが識別できない場合に添付が必要

Ⅳ．届出等の処理手順

（１） 事業者は、Ⅲ．の書面を必要部数準備しトラック協会に提出する。

（２） トラック協会は、提出のあった書面の内容をチェックし、問題が無ければ確認書の「トラック協会確認印」欄に受付を押印（正１部、副２部）し、運輸支局の検査・整備・保安担当へ提出する。

（３） 運輸支局の検査・整備・保安担当は、提出のあった書面を審査し、問題が無ければあれば「運輸支局確認印」欄に受付を押印（正１部、副２部）し、副２部をトラック協会に返付する。

なお、書面不備や写真等から基準適合性の蓋然性が疑われる場合には補正を求め、改善後の写真が提出される等、補正が完了するまで押印しない。

(4) トラック協会は、1部を保管し、1部を表示板とともに事業者に交付するものとし、その際、確認書の誓約内容の他、「Ⅶ. その他」の内容について指導する。

(5) 事業者は、トラック協会から交付された確認証を自動車検査証とともに携行し、表示板についてはⅡ.(3)に示す所定場所に取り付けること。

(例) ビー ト 専 用 車
第 号 (一社) 旭川地区トラック協会

V. 確認証等の返納

農産物等の輸送が終了したとき（輸送する農産物を変更した場合も含む。）は、速やかに側板等を取り外し、輸送終了後15日以内に確認証をトラック協会へ返納すること。

Ⅵ. トラック協会との連携

(1) 届出を行う事業者に対して、本取扱要領の周知徹底と農産物等の積載状況及び輸送の安全確保について、機会あるごとに指導する。

(2) 輸送の安全及び関係法令の遵守等について、パトロール等を行い指導に努めるとともに、本取扱要領の遵守状況の確認を行う。

Ⅶ. その他

取扱要領に違反した場合の措置及びその他必要事項として次を定める。

(1) 本取扱要領は、旭川運輸支局管内に限り適用する。

(2) 本取扱要領及び関係法令に違反した行為を認めた場合には、当該事業者に対し直ちに当該確認証の返納を求める他、翌年度以降、本取扱を中止する措置を講ずることとする。

また、運輸支局又はトラック協会の指示に従わない場合も同様とする。

(3) 本取扱要領に係る側板等を届出された積載物品以外の用途に使用した場合には、本取扱要領違反とする。

(4) 輸送期間中であっても、車検時には荷台を標準状態に戻すこと。

(5) 事業者は、側板等の荷台の高さによらず、積載状況及び車両総重量を確認することにより過積載の防止を図ること。

(6) 事業者は、本取扱要領による届出された車両に事故があったときは速やかに運輸支局及びトラック協会に事故の概要を報告すること。